

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF (RLY)

運用報告書

2014年6月30日

目 次

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF — パフォーマンスの概要	8
財 務 諸 表	10
財務ハイライト	13
財務諸表に対する注記	14
独立した公認会計士事務所の報告書	20
その他の情報	21

免責事項

この運用報告書の日本語版は SSgA アクティブ ETF トラストの 2014 年 6 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、米ドルの円貨換算は、2015 年 4 月 13 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=120.22 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、米ドルの円貨換算および脚注の記述事項は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

プレジデントの受益者に対するレター

受益者の皆様

前年度は、予想に反する展開をみせました。前の年の上昇軌道が途切れずに続くということではなく、株式は、本年初めには低迷したものの後に回復し、債券は持ち直しましたが、金利は落ち込みました。こうした状況に対して、市場は、金融政策の国際的協調や、投資家の自信の増幅といった、重要な不変的要素により支えられました。世界市場は、米国とヨーロッパの主導により、ゆっくりとですが着実に成長し続けています。

現在のところは変動は依然として低いものの、投資家は、イラクの宗派間抗争、米国とヨーロッパによる対ロシア制裁、イスラエルとハマスの衝突をはじめとする近時の地政学的展開が、今後の市場の混乱を生じさせる可能性があるため、注意しておくべきです。

このような不確実性により、正確な投資判断を行う必要性が強調される中で、投資家は、ETF が透明かつ安い費用で、世界市場への流動的アクセスを提供できることから、広範囲にわたる ETF を利用し続けました。特に注目すべきは、ETF 業界全体の運用資産が記録的な高水準にあることです。

投資家の投資目標の達成を支援する投資商品を提供することに対する継続的なコミットメントの一環として、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(State Street Global Advisors)は、パッシブファンドを補完するアクティブ ETF を導入しました。2013年7月より、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、次のアクティブ SPDR ETF の運用を開始しました。

SPDR SSgA ウルトラ・ショート・ターム・ボンド ETF (SPDR SSgA Ultra Short Term Bond ETF) (ティッカーシンボル: ULST)は、短期の質の高い投資によって、元本を保護するとともに、日々の流動性に即した当期利益の提供を追求します。SPDR MFS システムティック・コア・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Core Equity ETF) (ティッカーシンボル: SYE)、SPDR MFS システムティック・グロース・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Growth Equity ETF) (ティッカーシンボル: SYG)および SPDR MFS システムティック・バリュー・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Value Equity ETF) (ティッカーシンボル: SYV)はそれぞれ、値上がり益を追求します。

私どもは、SPDR ファミリーにこれらの新しい商品が加わったことを非常に誇りに思っています。ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察を含め、SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF に関するその他の情報については、同封の 2014 年 6

月 30 日付運用報告書をご覧ください。

SSgA アクティブ ETF トラストを代表して、皆様の変わらぬご支援に感謝いたします。

[署 名]

エレン・M・ニーダム (Ellen M. Needham)

プレジデント

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF
(SPDR SSgA Multi-Asset Real Return ETF) –
ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF (SPDR SSgA Multi-Asset Real Return ETF) (以下「本ファンド」という。)は、通常、実質的に全ての資産を SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ(SSgA Multi-Asset Real Return Portfolio) (以下「本ポートフォリオ」という。)に投資し、本ポートフォリオは、値上がり益と当期利益から構成される実質リターンを達成することを追求する。これにより、本ファンドは、本ポートフォリオを通じて間接的に投資を行う。

2014年6月30日終了の12ヶ月間(以下「報告期間」という。)について、本ファンドのトータル・リターンは、18.35%であり、バークレイズ米国政府インフレ連動債指数(Barclays U.S. Government Inflation-linked Bond Index) (以下「本インデックス」という。)のトータル・リターンは、4.72%であった。本ファンドと本インデックスのリターンは、配当およびその他の利益の再投資を反映している。本ファンドのパフォーマンスは、売買委託手数料および投資顧問費用を含め、本ファンドの運用管理費用を反映している。本インデックスは運用されておらず、本インデックスのリターンは、リターンにマイナスの影響を及ぼす、いかなる種類の手数料および費用も反映していない。

本ファンドのパフォーマンスは、報告期間中、本インデックスを上回っていた。先進経済は、全体として、当期間を通じて着実な利益を上げた。単調なインフレと商品価格の上昇が小さかったことにより、実物資産でリターンを得るのは難しかったかもしれないが、本ファンドの多様なエクスポージャー(株式及び REIT を含む。)により、リスク市場が享受したよりも多くの上昇局面を捕らえることができた。

世界的な成長を期待して楽観的な見方に転換した協調策は、報告期間中、広範囲にわたり実物資産に利益をもたらした。債券買入額の縮小に関連する連邦準備銀行(以下「FRB」という。)の発表により、2013年の5月と6月の市場の混乱が生じた。しかしながら、説明を理解し、世界中の政策立案者が続行をイトしていることを受け入れた後は、協調利回りは、悪名高い量的緩和縮小後の市場の反応「テーパリング痙攣(taper-tantrum)」の後は、ゆっくりとではあるが低下する傾向にあった。米国の証券化された不動産は、投資家が魅力的な評価額と高い利回りを求めたため、相当の恩恵を受けた。マクロ経済的な影響は、当期間のほとんどが良し悪しが混在するものであったが、データは、世界成長に関して市場の楽観主義に利益をもたらすほどに改善していることを示していた。米国の天候による景気後退や、中国のハードランディングの可能性といった、世界成長のリスクがあるにも拘わらず、市場感情は改善した。これにより、投資家がエネルギーや素材といったより景

気に敏感なセクター(当期間中、最もパフォーマンスが高かった S&P のセクター)に傾き始めたため、資源株が恩恵を受けた。

広範な天然資源株、証券化された不動産への配分は、米国のエネルギー株、金属株および鉱業株をターゲットとしたエクスポージャーとともに、当期間の本ファンドのパフォーマンスのプラスの一因となった。2013 年前半後は、市場の焦点は、FRB が債券買入を縮小する可能性から、プラスの経済データの兆しへと移った。米国の失業率と鉱業生産高が改善したため、市場は、本ファンドの資源株のエクスポージャーの範囲で、より景気に敏感なセクターに割り当てられた。素材セクターは、景気の加速時にパフォーマンスが良くなる傾向があり、1年間を通じて、S&P 500 で最もパフォーマンスが好調なセクターであった。打撃を受けた鉱業会社は、魅力的な評価額の恩恵を受け、工業用金属の需要改善見通しの可能性から、収益見通しにプラスの影響を与えた。本ポートフォリオが対象とする米国のエネルギーセクターへのオーバーウェイトは、本ポートフォリオのリターンをさらに増加させた。石油価格は、中東の地政学的リスクが石油供給に関する驚愕を引き起こし、米国全域の通常と違う突然の寒波により需要が増加したため、基本的な需要と供給の要因が重なったことによって支えられた。石油価格が上昇する傾向があったため、米国のシェール・フィールドにおける水圧破砕(「フラッキング」)が増加し、過去 20 年間で最大の石油生産量となった。こうした要因により、収益見通しが改善するのに伴い、S&P のエネルギーセクターは、当期間を通じて、広く S&P 500 種指数のパフォーマンスを上回った。REIT の評価額は、2013 年半ばの FRB の量的緩和に関する発表を受け、著しく改善した。証券化された不動産は、国際利回りの低下という追い風を受け、投資家のより高い利回りへの関心を取り戻した。概して、REIT 価格の回復もまた、多くのセクターにおけるリース料の上昇により支えられ、運用による資金を増加させた。

概して、ポートフォリオの保有額が、主に、農産物を除き、当事業年度中のプラスのリターンを提供した。農産物は、トウモロコシが値下がりした。2013 年に米国で記録的なトウモロコシの収穫量となり、2014 年の生産支援状況とあわせて、供給に関する懸念が和らいだためであった。米国財務省インフレ連動債(TIPS)は、ポートフォリオ全体のリターンにプラスに寄与したが、結果はポートフォリオ保有額の大部分には及ばなかった。米国財務省インフレ連動債に関するファンダメンタルズは、あまり説得力があるようには思えなかった。リアル・イールド・カーブの期間構造におけるマイナスから低いリアル・イールドと、インフレ期待への低さが、資産クラスの大きな支えとはならなかったためである。

上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのパフォーマンス・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザーの見解を全て反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものに更新する責任を負わない。この見解に投資助言として依拠することはでき

ない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、この見解をファンドのために取引を行う意思を示すものとして、あてにすることはできない。

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF –
パフォーマンスの概要

純資産価額による本ファンドのトータル・リターン、市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマークとなるインデックスについてパフォーマンスを示す以下の表は、比較目的のために記載されており、表示された期間を示している。本ファンドの受益権 1 口当たりの純資産価額(以下「NAV」という。)は、本ファンドの受益権 1 口の価額であり、資産総額から負債総額を控除した後の額を発行済みの受益権数で除して計算される。NAV リターンは、本ファンドの NAV を基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権 1 口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの受益権が上場されている取引所における本ファンドの NAV の計算時の買い呼び値の最高額と売り呼び値の最低額の間値を用いて決定される。本ファンドの受益権は本ファンドの運用開始から 1 日が経過するまでは流通市場で取引されていなかったため、運用開始から本ファンドの受益権の流通市場での取引が初めて行われた日(それぞれ 2012 年 4 月 25 日、2012 年 4 月 26 日)までの期間については、本ファンドの NAV が、市場リターンを計算するための流通市場での取引価格の代わりとして用いられている。NAV および市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAV により本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。

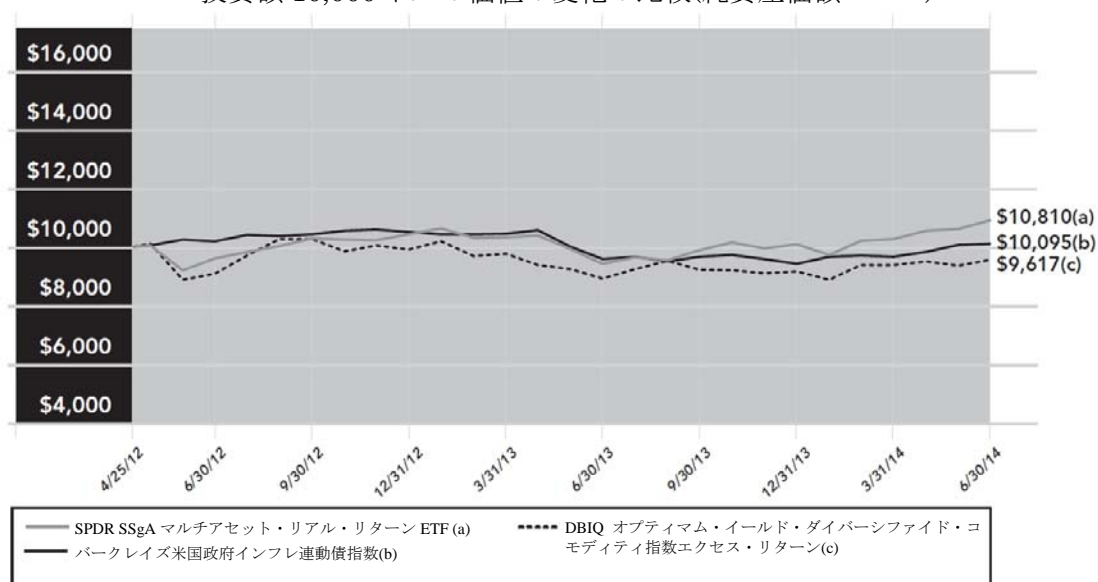
記載されているパフォーマンスは、過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。投資リターンと元本価値は変動するものであり、受益権を売却した際に、利益を得ることも、損失が生じることもある。現在のパフォーマンスが、以下に記載されたものを上回ることも、下回ることもある。直近の月末のパフォーマンスについては、www.spdrs.com をご覧頂きたい。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還もしくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。2013 年 10 月 31 日付目論見書の手数料および費用表に記載されている SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF の費用総額割合は、0.70%である。

2014年6月30日現在のパフォーマンス

	累積トータル・リターン				平均年間トータル・リターン			
	純資産価額	市場価格	第1ベンチマーク： パークレイズ米国政府インフレ連動債指数	第2ベンチマーク： DBIQ オプティマム・イールド・ダイバーシファイド・コモディティ指数エクセス・リターン	純資産価額	市場価格	第1ベンチマーク： パークレイズ米国政府インフレ連動債指数	第2ベンチマーク： DBIQ オプティマム・イールド・ダイバーシファイド・コモディティ指数エクセス・リターン
1年	13.85%	13.93%	4.72%	6.38%	13.85%	13.93%	4.72%	6.38%
開始以降(1)	8.10%	8.21%	0.95%	-3.83%	3.63%	3.68%	0.43%	-1.78%

(1) 2012年4月25日から2014年6月30日までの期間

投資額 10,000 ドルの価値の変化の比較(純資産価額ベース)



過去のパフォーマンスは、将来の結果を示すものではない。

本インデックスのリターンは運用されたものではなく、手数料および費用の控除額を反映していない。本インデックスのリターンは、収益、値上がり益および損失の全ての項目と、配当およびその他の利益の再投資を反映している。

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF

貸借対照表

2014年6月30日

	SPDR SSgA マルチアセット・ リアル・リターン ETF	
	\$	¥
資 産		
本ポートフォリオへの投資(評価額)(注記 1)	\$164,633,907	¥19,792,288,300
投資顧問に対する債権	1,030	123,827
売却ファンド受益権に関する債権	24,685,995	2,967,750,319
資産合計	189,320,932	22,760,162,445
負 債		
マスター・ポートフォリオに対する債務	24,685,995	2,967,750,319
利益分配債務	1,054,507	126,772,832
未払投資顧問報酬	—	—
受託者の未払報酬および費用	77	9,257
負債合計	25,740,579	3,094,532,407
純 資 産	\$163,580,353	¥19,665,630,038
純資産の内訳		
払込資本(注記 4)	\$162,658,930	¥19,554,856,565
未分配の正味投資利益(またはこれを超過する分配)	(217,343)	(26,128,975)
投資に関する累積正味実現利益(損失)	(4,385,807)	(527,261,718)
正味未実現増価(減価)の内訳	5,524,573	664,164,166
純 資 産	\$163,580,353	¥19,665,630,038
受益権 1 口当たり純資産価額		
受益権 1 口当たり純資産価額	\$30.86	¥3,710
発行済み受益権(授權額の上限なし、額面価額 0.01 ドル)	5,301,111	637,299,564

マスター・ポートフォリオの財務諸表に対する注記および財務諸表を参照。

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF

損益計算書

2014年6月30日終了年度

	SPDR SSgA マルチアセット・ リアル・リターン ETF	
	\$	¥
ポートフォリオから配分された利益および費用		
本ポートフォリオから配分された配当利息(注記 2)	\$2,847,611	¥342,339,794
本ポートフォリオから配分された費用(注記 2)	(260,599)	(31,329,212)
利益合計	2,587,012	311,010,583
費用		
投資顧問報酬(注記 3)	43,345	5,210,936
受託者の報酬(注記 3)	2,565	308,364
費用合計	45,910	5,519,300
投資顧問により償還された報酬	—	—
正味投資利益(損失)	\$2,541,102	¥305,491,282
投資に関する実現および未実現の利益(損失)		
本ポートフォリオから配分された正味実現利益(損失)	(2,207,376)	(265,370,743)
本ポートフォリオによる未実現増加(減少)の正味変動額	16,133,379	1,939,554,823
投資に関する実現および未実現の純利益(損失)	13,926,003	1,674,184,081
運用による純資産の正味増加(減少)	\$16,467,105	¥1,979,675,363

マスター・ポートフォリオの財務諸表に対する注記および財務諸表を参照。

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF

純資産変動計算書

	SPDR SSgA マルチアセット・ リアル・リターン ETF			
	年度終了日 2014/6/30		年度終了日 2013/6/30	
	\$	¥	\$	¥
運用による純資産の増加(減少)				
正味投資利益(損失)	\$2,541,102	¥305,491,282	\$1,713,977	¥206,054,315
投資に関する正味実現利益 (損失)	(2,207,376)	(265,370,743)	(924,336)	(111,123,674)
投資に関する未実現増価(減 価)の正味変動額	16,133,379	1,939,554,823	(10,378,139)	(1,247,659,871)
運用による純資産の正味増 加(減少)	16,467,105	1,979,675,363	(9,588,498)	(1,152,729,230)
正味平準化貸記額および借 記額	44,917	5,399,922	57,257	6,883,437
受益者への分配金原資の内訳				
正味投資利益	(2,582,680)	(310,489,790)	(1,773,687)	(213,232,651)
実質持分取引による内訳				
受益権売却手取金	91,367,609	10,984,213,954	130,398,415	15,676,497,451
償還受益権費用	(62,105,980)	(7,466,380,916)	(4,387,694)	(527,488,573)
正味利益平準化(注記 2)	(44,917)	(5,399,922)	(57,257)	(6,883,437)
その他の元本(注記 4)	—	—	—	—
実質持分取引による純資産 の正味増加(減少)	29,216,712	3,512,433,117	125,953,464	15,142,125,442
当年度中の純資産の正味増 加(減少)	43,146,054	5,187,018,612	114,648,536	13,783,046,998
期首における純資産	120,434,299	14,478,611,426	5,785,763	695,564,428
年度末における純資産(1)	\$163,580,353	¥19,665,630,038	\$120,434,299	¥14,478,611,426
実質持分				
売却受益権数	3,100,000	372,682,000	4,300,000	516,946,000
償還受益権数	(2,150,000)	(258,473,000)	(150,000)	(18,033,000)
正味増加(減少)	950,000	114,209,000	4,150,000	498,913,000
(1) 未分配の正味投資利益(または これを超過する分配)を含む。	\$(217,343)	¥(26,128,975)	\$(66,390)	¥(7,981,406)

マスター・ポートフォリオの財務諸表に対する注記および財務諸表を参照。

SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF

財務ハイライト

各期間中の一口当たりの発行済受益権に関する主要なデータ(1)

	SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF		
	年度終了日 2014/6/30	年度終了日 2013/6/30	2012/4/25*から 2012/6/30 までの期間
期首純資産額	\$27.68	\$28.77	\$30.00
投資活動による利益(損失)			
正味投資利益(損失)(2)	0.57	0.86	0.20
投資に関する実現および未実現の正味利益 (損失)(3)	3.22	(1.33)	(1.22)
投資活動による合計	3.79	(0.47)	(1.02)
正味平準化貸記額および借記額(2)	0.01	0.03	(0.01)
その他の元本(2)	—	—	—
受益者への分配金原資の内訳			
正味投資利益	(0.62)	(0.65)	(0.20)
期末純資産額	\$30.86	\$27.68	\$28.77
トータルリターン(5)	13.85%	(1.67)%	(3.44)%
比率および補足データ			
期末純資産(単位: 1,000)	\$163,580	\$120,434	\$5,786
平均純資産に対する比率			
費用総額	0.24%	0.25%	0.27%(6)
純運営費用	0.24%	0.25%	0.27%(6)
純投資利益	1.97%	2.86%	3.77%(6)
ポートフォリオ・ターンオーバー(7)	40%	31%	10%

* 運用開始

- (1) 受益権 1 口当たりの額および比率には、本ポートフォリオの利益および費用について比例按分された本ファンドの負担分が含まれている。
- (2) 受益権 1 口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当年度の受益権 1 口当たりのデータをより適切に示している。
- (3) 一口当たりの発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連して、本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額と一致していないことがある。
- (4) 受益権 1 口当たり 0.005 ドル未満の額
- (5) トータル・リターンは、各報告期間の初日に受益権が純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、本ファンドの各支払日に受益権 1 口当たり純資産価額で再投資されることを前提としている。1 年に満たない期間のトータル・リターンは、年率換算されていない。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (6) 年額
- (7) ポートフォリオ・ターンオーバー比率は、本ポートフォリオによるものである。

マスター・ポートフォリオの財務諸表に対する注記および財務諸表を参照。

SSgAアクティブETFトラスト

財務諸表に対する注記(抜粋)¹

2014年6月30日

1. 設 立

SSgA アクティブ ETF トラスト(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(その後の改正を含む。)(以下「1940年法」という。))に基づき登録されており、2011年3月30日にマサチューセッツ州のビジネス・トラストとして設立されたオープンエンド型の投資会社である。

2014年6月30日現在、本トラストは8のポートフォリオを提供しており、そのいずれも、本トラストの実質持分の別個のシリーズである(以下個別にまたは集合的に「本ファンド」という。)。本書に記載されている財務諸表は、8の本ファンドのうち、SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF に関するものである。

本トラストは、「マスターフィーダー」構造の一部であり、本ファンドは、実質的にすべての資産を、SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ(以下「本ポートフォリオ」という。)の持分に投資する。本ポートフォリオは、別個に登録された投資会社である SSgA マスター・トラスト(SSgA Master Trust)(以下「本マスター・トラスト」という。)のシリーズである。本ファンドの投資目的および投資方針は、本ポートフォリオのものと実質的に同じである。本ファンドの本ポートフォリオへの投資価値は、本ポートフォリオの純資産における本ファンドの比例持分に相当する(2014年6月30日現在、SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF については99.99%)。本ファンドのパフォーマンスは、本ポートフォリオのパフォーマンスにより直接影響を受ける。本ポートフォリオの財務諸表(投資一覧を含む。)は、本書に添付されており、本ファンドの財務諸表とあわせて読むべきである。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。こうした取り決めに基づき本トラストが負う可能性のあるリスクの最大値は不明である。それは、本トラストに対してなされる可能性のある未発生将来の請求を含むためである。しかしながら、本トラストは、経験則から、損失のリスクの可能性は低いと想定している。

¹ SSgA アクティブ ETF トラストの財務諸表に対する注記から、本ファンドに関する注記のみを抜粋した。

2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務諸表を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表における計上額および開示内容に影響する見積および仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積と相違することがありうる。財務諸表は米ドル建てで提示される。

証券の評価

本ファンドは、営業日毎に、本ポートフォリオに対する投資額を公正価値で計上している。本ポートフォリオの評価方針は、本書に添付される本ポートフォリオの財務諸表の注記 2 に記載されている。

本ポートフォリオは、公正価値を定義し、一般に公正妥当であると認められた会計原則により公正価値を測定するための枠組みを定め、公正価値の測定に関する開示を拡大する、公正価値の測定と開示に関する規定を採用した。この規定は、既に他の会計基準により要求または許容されている公正価値による測定に適用され、こうした測定との一貫性を高めることを目的とし、証券や、その他の種類の資産と債務に広く適用される。2014 年 6 月 30 日現在、本ポートフォリオの証券を公正価値で評価する際に本ポートフォリオについて使われたインプットの概要は、本書に添付される本ポートフォリオの財務諸表の注記 2 に記載されている。

投資利益

正味投資利益は、本ファンドの費用の控除後の本ポートフォリオの投資利益に対する本ファンドの比例按分額で構成される。

費用

投資顧問報酬およびその他の費用(特定の本ファンドについて直接確認されるもの)は、当該本ファンドの負担となる。特定の本ファンドに帰属させることのできない受託者の報酬およびその他の費用は、費用の性質および種類と本ファンドの関連する純資産を斟酌した上で、公平と思われる方法により配分される。本ファンドは、本ポートフォリオの費用に対する比例按分額を負担する。

平 準 化

本ファンドは「平準化」として知られる会計実務に従っており、これにより本ファンドの受益権の売却手取金および再取得費用の一部(取引日の分配可能な純投資利益の額と受益権 1 口当たりベースで同額のもの)は、まだ配分されていない正味投資利益に貸記または借記される。そのため、受益権 1 口当たりの未分配の正味投資利益は、本ファンドの受益権の売却または再取得による影響を受けない。平準化に関連する額は、純資産の変動計算書で確認することができる。

投資取引

投資取引は取引日付けで計上される。証券取引により実現した損益は、本ポートフォリオの実現損益に対する本ファンドの比例按分額で構成される。証券取引による実現損益は、個別原価法で計上される。コーポレートアクション(現金による配当を含む。)は、権利落ち日に外国税の源泉徴収後の額で計上される。

連邦所得税

本ファンドは、1986 年内国歳入法典(その後の改正を含む。)サブチャプターM における「規制対象投資会社」の要件を満たしており、今後も要件を満たし、「規制対象投資会社」としての取扱を選択する意向を有している。この要件を満たし、選択することにより、本ファンドは、各会計年度について課税所得(正味実現キャピタルゲインを含む。)を分配する限度で、連邦所得税の対象とはならない。さらに、各暦年中に実質的に全ての正味投資利益およびキャピタルゲイン(もしあれば)を分配することにより、本ファンドは、連邦消費税の対象とはならない。利益およびキャピタルゲインの分配は、米国で一般に認められる会計原則とは違う可能性のある所得税規則に従って決定される。このような会計利益と課税所得の差異は、主に、財務諸表目的の税の平準化、現物取引と、空売りにより繰り延べられた損失についての処理が異なることによるものである。

さらには、本ファンドが投資を行う外国の所得、利益および取引に関連する税務規則および税率に関する本ファンドの理解に基づき、本ファンドは、外国税および(場合により)繰延外国税の引当を行う。本ファンドは、2014 年 6 月 30 日において税務調査の対象となりうる課税年度の税務ポジションを見直し、本ファンドの財務諸表に所得税の引当金を計上する必要はないと判断した。本ファンドの連邦税務申告書は、依然として本ファンドの主な課税管轄(アメリカ合衆国およびマサチューセッツ州を含む。)による調査の対象となっている。本ファンドは、租税債務に関連する利益および罰金(もしあれば)を損益計算書の

所得税費用として認識する。

2014年6月30日終了年度に、本ファンドが、クリエイション・ユニット(注記4)の現物償還について実現した非課税損益を貸借対照表において払込資本の増減として再分類した金額は、以下のとおりである。

	払込資本に再分類された 純利益(損失)
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	\$1,261,307

2014年6月30日現在、短期の正味実現キャピタルゲインを相殺するために用いることができる本ファンドのキャピタルロス繰越金は以下のとおりである。この損失は、失効せず、翌会計年度の初日に生じたものとして処理することができる。

	短 期	長 期
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	\$2,983,519	\$2,241,562

2014年6月30日終了年度について、パートナーシップの調整額を除き、株主に対する分配金の帳簿上の性質と課税上の性質について大きな相違はなかった。

2014年6月30日終了年度と2013年6月30日終了年度に支払われた分配金の課税上の性質は、以下のとおりである。

	2014年に 支払われた分配金		2013年に 支払われた分配金	
	通常所得	長期キャピタル ゲイン	通常所得	長期キャピタル ゲイン
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	\$2,582,680	\$—	\$1,773,687	\$—

2014年6月30日終了年度について、空売り、現物償還、支払配当およびパートナーシップの調整額による損失の税繰延による投資価値の正味未実現増価(減価)を除き、帳簿上の純資産の構成要素と課税上の純資産の構成要素について、大きな相違はなかった。

2014年6月30日現在、課税基準による分配可能利益の構成要素は以下のとおりである。

	未分配 通常所得	未分配長期 キャピタルゲイン	正味未実現 増価(減価)
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	\$837,164	\$—	\$6,363,847

分 配

本ファンドは、四半期毎に、正味投資利益(もしあれば)を原資とする受益者に対する配当を宣言し、分配する。本ファンドは、少なくとも年に一度、正味実現キャピタルゲイン(もしあれば)を宣言し、分配する。分配は、権利落ち日に計上される。利益およびキャピタルゲインの分配は、所得税規制に従って判断され、これは米国で一般に認められた会計原則と異なることがある。

3. 関係会社に支払った報酬および手数料およびその他の関連当事者との取引

投資顧問報酬

本ファンドは、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management, Inc.) (以下「アドバイザー」または「SSgA FM」という。)と投資顧問契約を締結している。投資顧問が提供するサービスとファシリティおよび投資顧問が負担する費用に対する対価/補償として、本ファンドは、日々発生し、毎月支払われる報酬を、以下の表に示される本ファンドの日々の平均純資産に対する百分比に基づいて、投資顧問に支払う。

	<u>年間割合*</u>
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	0.70%

* 投資顧問報酬は、投資顧問報酬の比例按分額だけでなく、SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF については、本ポートフォリオが取得したファンドの報酬および費用が減額される。2014年6月30日終了年度について、年額換算された正味の投資顧問報酬は、SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF については0.03%であった。

アドバイザーは、本ファンドの全ての運営費用を支払うが、運用報酬、本ファンドの分配・サービス計画に基づく分配手数料(もしあれば)、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、その他の特別費用は支払わない。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケットズ LLC

(State Street Global Markets, LLC) (以下「販売会社」という。)は、本ファンドの受益権の販売会社を務めている。1940 年法に基づくルール 12b-1 に従い採択された分配・サービス計画に基づいて、本ファンドは、一定の分配関連活動のために日々の平均純資産の 0.25% を上限として、支払を行うことを認められている。ただし、受託者会は、少なくとも 2014 年 10 月 31 日まではこのような支払を行わないことを決定しているため、支払はまだなされていない。

販売会社は、認定参加者から手数料を受領する一定の設定および償還において認定参加者を支援するための取引補助プログラムを設けている。さらに、販売会社は、認定参加者によるオンラインでの設定および償還に関連してステート・ストリートから報酬を受け取る。

受託者の報酬

本トラスト、SSgA マスター・トラスト、SPDR シリーズ・トラストおよび SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ (SPDR Index Shares Funds) は、全体として、各独立受託者に対して、170,000 ドルの年間報酬と、本人が出席した会議 1 回につき 10,000 ドル、出席した電話会議またはテレビ会議 1 回につき 1,250 ドルを支払う。受託者会会長は、年間追加額として 50,000 ドルを受け取り、監査委員会委員長は年間追加額として 20,000 ドルを受け取る。本トラストはまた、会議への出席に関して、また業界のセミナーや会合への出席に関して負担した旅費その他の現金支払費用についても、各独立受託者に償還する。独立受託者の報酬は、本トラストおよび各シリーズの間で、関連するシリーズの純資産を斟酌した上で、公平とされる方法により配分して負担される。

4. 受益者の取引

受益権は、本ファンドにより、50,000 口のクリエイション・ユニットという単位に限り発行され、償還される。この取引は、原則として、現物ベースで認められ、現金支払いは別途なされる。この支払いは、取引日の本ファンドのユニット 1 口当たりの純資産価額に取引を一致させるための調整現金部分である。取引手数料は、同日に設定または償還されるクリエイション・ユニットの口数に関係なく、本ファンドのクリエイション・ユニット 1 口につき 100 ドルから 400 ドルであり、クリエイション・ユニットの設定または償還を行う人に請求される。追加の変動料金が、一定の取引について請求されることがある。取引手数料は、本トラストおよび/または保管会社により受領され、関連費用の支払に使われる。保管会社はまた、預託証券の不足分が引き渡されるまで、認定参加者が提供した現金担保について生じた額も受領する。この額は、純資産変動計算書のその他の元本に含まれる。

独立した公認会計士事務所の報告書

SSgA アクティブ ETF トラストを構成する、本ファンドを含む 8 のポートフォリオの財務諸表および財務ハイライトに関して、下記の内容の監査報告書が出ている。

記

SSgA アクティブ ETF トラストの受益者および受託者会 御中

当職らは、SSgA アクティブ ETF トラスト(SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF およびその他のファンドにより構成される。)²(以下「ファンド」とする。)(の添付の 2014 年 6 月 30 日付貸借対照表、関連する損益計算書、純資産変動計算書、およびこれらに記載された各期間の財務ハイライトを監査した。これらの財務諸表および財務ハイライトについては、ファンドの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、財務諸表および財務ハイライトについて、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。

当職らは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に従って監査を行った。この基準により、当職らは、財務諸表および財務ハイライトにおける重要な不実表示の有無に関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施することを求められている。当職らは、ファンドの財務報告に関する内部管理の監査は委任されなかった。当職らの監査には、その状況において適切な監査手続きを計画する基準として、財務報告に対する内部管理を検討することは含まれているが、ファンドの財務報告に関する内部管理の有効性についての意見を表明するためのものではない。したがって、当職らはそのような意見は一切表明しない。監査にはまた、財務諸表および財務ハイライト中の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)、使用した会計原則および経営陣による重要な見積の評価、ならびに財務諸表の提示全体の評価も含まれる。当職らは、こうした監査が当職らの意見の合理的な根拠となると考えている。

当職らは、前記の財務諸表および財務ハイライトが、あらゆる重要な点において、2014 年 6 月 30 日における SSgA アクティブ ETF トラストの前記ファンドの財務ポジション、ならびに業績、純資産の変動および示された各期間の財務ハイライトを、米国で一般に認められた会計原則に従って、公正に表示していると考えている。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン

2014 年 8 月 28 日

² 本ファンド以外のポートフォリオ名は省略する。

SSgA アクティブ ETF トラスト

その他の情報

2014 年 6 月 30 日(未監査)

受益者の費用の例

受益者は、本ファンドの受益者として、(1)設定手数料および償還手数料または売買委託費用を含む取引費用、および(2)運用報酬、受託者報酬およびその他のファンドの費用を含む継続的費用という 2 種類の費用を負担する。以下の例は、本ファンドへの投資にかかる継続的費用(ドル建て)を理解し、他のファンドへの投資に係る継続的費用と比較できるようにするためのものである。2014 年 1 月 1 日に 1,000 ドルを投資し、2014 年 6 月 30 日までの 6 ヶ月間保有した、という前提に立っている。

実際の費用

以下の最初の表は、実際のアカウントの額と実際の費用に関する情報を示している。この表の情報と投資額を使って、当該期間について負担する費用を見積もることができる。単純にアカウントの額を 1,000 ドルで除し(例えば、8,600 ドルのアカウントの額 \div 1,000 ドル=8.6)、その額に、最初の表の「当該期間中に支払った費用」の項目の数字を乗じて、当該期間中の投資額に帰属する費用を見積もることができる。

比較のための仮定例

以下の二番目の表は、本ファンドの実際の費用割合と費用控除前の年率推定リターン率 5%(本ファンドの実際のリターンではない。)に基づいたアカウントの仮定額および仮定費用に関する情報を示している。したがって、実際の期末時のアカウント残高または当該期間の費用を見積もるのに、アカウントの仮定額及び仮定費用を用いてはならない。むしろ、この数字は、本ファンドおよびその他のファンドへの投資にかかる継続的費用を比較できるようにするためのものである。そのために、この 5%の仮定例を、他のファンドの受益者宛報告書に記載されている 5%の仮定例と比較されたい。本ファンドは、クリエイション・ユニット 1 口当たり 100 ドルから 400 ドルまでの範囲とする額の取引手数料を、クリエイション・ユニットを設定または償還する人に対して請求する。流通市場で本ファンドの受益権を売買する場合、通常の売買委託手数料がかかる。

表に記載された費用は、継続的費用のみにハイライトを当てたものであり、設定手数料、償還手数料または売買委託手数料といった取引費用は反映していない。したがって、2 番目の表は、継続的費用のみを比較するのに便利なものであって、所有している違うファン

ドの費用総額を判断するのに役立つものではない。さらに、こうした取引費用が含まれる場合には、費用はさらに増える。

実際	年率費用率	2014/1/1 現在 アカウント額	2014/6/30 現在 アカウント額	2014/1/1 から 2014/6/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR SSgA マルチアセット・ リアル・リターン ETF	0.23%	\$1,000	\$1,073.30	\$1.18

仮定 (費用控除前の5%のリターンを前提)	年率費用率	2014/1/1 現在 アカウント額	2014/6/30 現在 アカウント額	2014/1/1 から 2014/6/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR SSgA マルチアセット・ リアル・リターン ETF	0.23%	\$1,000	\$1,023.66	\$1.15

* 費用は、本ファンドの年率純費用率に、当該期間のアカウント平均額を乗じ、さらに直近の6ヶ月間の日数を乗じた額を、365で除して得た額である。

プレミアム/ディスカウントに関する情報

過去の暦年中に本ファンドの受益権が本ファンドの純資産価値を上回る価格(すなわちプレミアム)または下回る価格(すなわちディスカウント)により取引所で取引された頻度に関する情報については、本ファンドのサイト(<http://www.spdrs.com>)をご覧ください。

租税に関する情報

連邦所得税の目的上、以下の情報が、2014年6月30日終了会計年度の本トラスの分配金に関して提供される。

適格受取配当

2014年6月30日終了の会計年度中に本ファンドが分配した配当の一部は、適格受取配当とみなされ、軽減税率の適用を受けられる。この軽減税率は、個々の税率区分に応じて、5%から20%である。金額は以下のとおりである。

	金 額
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	\$1,367,540

適格受取利息

本ファンドは、2014年6月30日終了の会計年度中に分配した配当の一部を、適格受取利息に指定した。金額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	\$174,179

2014年6月30日現在、本ファンドが有していた国外源泉所得の額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	\$1,759,593

外国税控除

本トラストは、内国歳入法典第853条に基づき、本ファンドによって支払われた外国税に関して受益者へのパススルー課税を選択した。214年6月30日終了年度について、パススルーされる外国税の総額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	\$115,291

会社の受取配当控除として適格な分配の割合は以下のとおりである。

	<u>割 合</u>
SPDR SSgA マルチアセット・リアル・リターン ETF	14.03%

議決権の代理行使に関する方針および手続きならびに記録

本ファンドの投資顧問が本ファンドの証券ポートフォリオに関して議決権の代理行使を行うのに用いる本トラストの議決権の代理行使に関する方針および手続きに関する説明は、(i)無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または(ii)証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。これまでの6月30日終了の12ヶ月間に投資顧問がどのように議決権を行使したかについては、毎年8月31日までに、上記電話番号への連絡、SECのウェブサイト(www.sec.gov)、本ファンドのウェブサイト(www.spdrs.com)で知ることができるようになっている。

四半期ポートフォリオ一覧

本ファンドは、各会計年度の第 1 四半期および第 3 四半期について、保有するポートフォリオに関する完全な一覧表を様式 N-Q により SEC に提出する。本ファンドの様式 N-Q は、SEC のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができ、ワシントン DC の SEC の閲覧室で閲覧し、写しを取ることができる。閲覧室の業務に関する問い合わせ先は、1-800-SEC-0330 である。様式 N-Q に関する情報は、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。

投資顧問契約の承認

2014 年 6 月 30 日までに開催された対面による会議において、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)は、本トラストの一定の新しいシリーズの助言取決に関連する様々な議案を検討した。これには、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(以下「本アドバイザー」という。)が、(1)SPDR MFS システムティック・コア・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Core Equity ETF)、SPDR MFS システムティック・グロース・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Growth Equity ETF)および SPDR MFS システムティック・バリュー・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Value Equity ETF)(以下「新 ETF」という。)に関して、SSgA アクティブ ETF トラストと締結する投資顧問契約、(2)新 ETF の対応するマスター・ファンドである SSgA MFS システムティック・コア・エクイティ・ポートフォリオ (SSgA MFS Systematic Core Equity Portfolio)、SSgA MFS システムティック・グロース・エクイティ・ポートフォリオ (SSgA MFS Systematic Growth Equity Portfolio)および SSgA MFS システムティック・バリュー・エクイティ・ポートフォリオ(SSgA MFS Systematic Value Equity Portfolio)(以下、新 ETF とあわせて「新ファンド」と総称する。)に関して、SSgA マスター・トラストと締結する投資顧問契約(以下、両契約を「本件契約」という。)を承認する議案が含まれる。新ファンドのいずれも、本運用報告書の対象となる直近の半期内に運用を開始した。1940 年投資会社法(その後の改正を含む。)の意味における本信託の「関係者」ではない受託者(以下「独立受託者」という。)はまた、本件契約を検討するために各自の独立した法律顧問と別途会議を行った。

本件契約を検討するに当たり、受託者会は、アドバイザーが提供した資料と、本信託のアドミニストレーター、名義書換代理人および保管会社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。)が提供したその他の資料を利用した。本件契約の承認の是非の決定において、受託者会は、次の様々な要素を検討した。

- (i) 本件契約に基づき新ファンドに関してアドバイザーが提供するサービスの性質、

範囲および質

- (ii) アドバイザーのサービスにかかる費用
- (iii) 新ファンドが成長した場合に実現される規模の経済の範囲および本件契約に定める手数料がかかる規模の経済を反映しているか否か

受託者会は、アドバイザーが提供を予定するサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者は、本トラストの運用を監督する際の過去の経験と、会議の前にまた会議において提供された資料に依拠した。受託者会は、本件契約、およびアドバイザーが各新ファンドの投資目的と投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って新ファンドの投資業務の運用を行うに際して予想される責任について検討した。受託者会は、マスターフィーダー構造の上場ファンドとしての各新ファンドの比較的独特的な性質、アドバイザーの上場ファンドに関する経験と専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(新ファンドのサブアドバイザーの監督およびコンプライアンスを担当する個人を含む。)の経歴と経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ監督資源、構造および実務(各新ファンドの投資目的と投資方針および適用法令の遵守の監視と確保に関連するものを含む。)についても検討した。受託者会はまた、アドバイザーの投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資業務に関する一般知識と、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(幹部の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、ETF について、世界最大の投資運用会社のうちの一つであると考えた。受託者会はまた、アクティブ運用、第三者たるサブアドバイザーの監督およびマスターフィーダー構造の上場ファンドの運用に関するアドバイザーの経験も考慮した。

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から利益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本信託の株式委託売買に関係してソフトダラー取り決めを維持していないことに注目した。

受託者会は、各新ファンドの資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、本件契約が、新ファンドの資産の増加に伴う各新ファンドの投資顧問報酬率のブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、報酬を低くすることの利益を運用開始時から新ファンドと効果的に共有することにより、新ファンドについて(幾つかの要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。受託者会は、新ファンドの規模の成長に伴う手数料の監視を続け、費用のブレイクポイントを保証できるか否かを評価するつもりであることに着目した。

受託者会は、適切な場合、類似するファンド(すなわち、アクティブ運用される上場ファンド)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、新 ETF の均一手数を評価した。受託者会は、リッパー・アナリティカル・サービスズ(Lipper Analytical Services)のデータおよび類似の上場ファンドに関する比較可能な関連情報に基づいて、新 ETF について類似 ETF の母集団を検討した。受託者会はまた、マスターフィーダー構造に関係して新ファンドの費用構造についても検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、各新ファンドの本件契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。各本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新ファンドについてアドバイザーが提供することが期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) 新ファンドのアドバイザーの報酬および均一手数は、提供されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (c) アドバイザーまたはその関係会社に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (d) アドバイザーに支払う報酬は、本トラスの比較的低い報酬構造によって、新ファンドに関する規模の経済を共有することが期待される。

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、受託者会は、アドバイザーと、MFS インベストメント・マネジメント(MFS Investment Management) (以下「MFS」という。)との間の新ファンドに関する別個のサブアドバイザー契約(以下「MFS サブアドバイザー契約」という。)の承認についても検討した。

MFS サブアドバイザー契約を検討するに当たり、受託者会は、MFS とアドバイザーが提供した資料を利用した。MFS サブアドバイザー契約の承認の是非の決定において、受託者会は、以下を含む様々な要素を検討した。

- (i) MFS サブアドバイザー契約に基づき新ファンドに関して MFS が提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) MFS が運用するアクティブ運用委託の投資パフォーマンス

受託者会は、MFS サブアドバイザー契約に基づきアドバイザーが MFS に支払うこととなる現在の投資顧問報酬の額について情報を入手し、この報酬がアドバイザーにより直接支払われるものであり、新ファンドが支払う報酬を増加させることにならないことについても検討した。

受託者会は、MFS の経営幹部の経歴および経験と、特に MFS の持分証券への投資経験について検討した。受託者会は、MFS が、新ファンドの運用にあたり、アクティブ運用される持分証券における多くの経験をもたらすであろうことに注目した。受託者会は、MFS が、持分証券の運用における豊富な経験を有していることに注目し、同様の証券ポートフォリオで MFS が運用する資産を検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、新ファンドの MFS サブアドバイザー契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新ファンドについて MFS リミテッドが提供することが期待されるサービスの質および範囲は十分かつ適切である。
- (b) MFS の持分証券運用の経験は豊富である。
- (c) MFS の新ファンドに関する報酬および均一手数料は、提供されたまたは提供が予定されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (d) MFS に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (e) MFS に支払う報酬は、新ファンドと規模の経済を共有することが期待される。

受託者

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
独立受託者					
FRANK NESVET c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1943年	独立受託者、 会長、受託者 会会長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	リブラ・グルー プ・インク(金融 サービスコンサ ルティング会社) 最高経営責任者 (1998年～現在)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
DAVID M. KELLY c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1938年	独立受託者、 監査委員会委 員長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	退職	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
BONNY EUGENIA BOATMAN c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1950年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	退職(2005年～ 現在) バンク・オブ・ アメリカ、コロ ンビア・マネジ メント・グルー プ、マネージン グ・ディレク ター(1984年～ 2005年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
DWIGHT D. CHURCHILL c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1953年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	CFA インスティ テュート、最高 経営責任者兼プ レジデント(2014 年～現在) 2010年以降自営 コンサルタント フィデリティ・ インベストメン ツの債券担当責 任者その他の管 理職(1993年～ 2009年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)、アフ リエイテッド・ マネージャー ズ・グループ・ インク(ディレク ター)
CARL G. VERBONCOEUR c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	2009年以降自営 コンサルタント ライデックス・ インバツメン ツ、最高経営責 任者(2003年～	179	ザ・モトレイ・ フル・ファン ズ・トラスト(受 託者)、SPDR イ ンデックス・ シェアズ・ファ

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
Street Boston, MA 02111-2900 1952年			2009年)		ンズ(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、SSgA マ スター・トラス ト(受託者)
利害関係のある受託者					
JAMES E. ROSS* SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1965年	利害関係のあ る受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、会 長兼ディレク ター(2005年～ 現在) SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、プ レジデント(2005 年～2012年) ステート・スト リート・グロー バル・アドバイ ザーズ、シニ ア・マネージン グ・ディレク ター兼プリンシ パル(2006年～ 現在)**	209	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SPDR シ リーズ・トラス ト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)、セレクト ・セクター SPDR トラスト (受託者)、 ステート・スト リート・マス ター・ファンズ (受託者)、ステ ート・ストリー ト・インスティ チュショナル ・インベスト メント・トラス ト(受託者)

*ロス氏は、アドバイザーとの雇用関係およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、利害関係のある受託者となっている。ロス氏は、過去にも、2005年11月から2009年12月まで、利害関係のある受託者を務めていた。

**当該期間中に様々な会社および/または関係会社において勤務していた。

役員

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
ELLEN M. NEEDHAM SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1967年	プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年10 月以降	SSgA ファンズ・マネジメン ト・インク、プレジデント兼ディレク ター(2012年6月～現在)、SSgA ファンズ・マネジメン ト・インク、最高運営責任者(2010年5月 ～2012年6月)、SSgA ファン ズ・マネジメン ト・インク、シニ ア・マネージン グ・ディレクター (1992年～2012年)*、ステート・ ストリート・グローバル・アドバ イザーズ、シニア・マネージン グ・ディレクター(1992年～現 在)*
ANN M. CARPENTER	バイス・プレジデント	在任期間：無制限	SSgA ファンズ・マネジメン ト・

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1966年		在職期間：2012年8 月以降	インク、最高運営責任者(2014年 4月～現在)、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザーズ およびSSgA ファンズ・マネジメ ント・インク、バイス・プレジデ ント(2005年～現在)*
MICHAEL P. RILEY SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1969年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2005年2 月以降	ステート・ストリート・グローバ ル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・イン ク、バイス・プレジデント(2008 年～現在)、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザーズ およびSSgA ファンズ・マネジメ ント・インク、プリンシパル (2005年～2008年)
CHRISTOPHER A. MADDEN State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1967年	秘書役	在任期間：無制限 在職期間：2013年8 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデントおよびシニ ア・カウンセラー(2013年～現在)、 アトランティック・ファンド・ サービスズ、カウンセラー(2009年 ～2013年)、シティグループ・ ファンド・サービスーズ LLC、バ イス・プレジデント(2005～2009 年)*
DANIO MASTROPIERI State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1972年	秘書役補佐	在任期間：無制限 在職期間：2013年8 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデントおよびカウ ンセル(2013年～現在)、シティ・ ファンド・サービスーズ・オハイ オ・インク、バイス・プレジデ ント(2007～2013年)*、**
CHAD C. HALLETT State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1969年	財務部長	在任期間：無制限 在職期間：2010年11 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(2001年～ 現在)*
MATTHEW FLAHERTY State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1971年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2005年5 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(1994年～ 現在)*
LAURA F. DELL State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1964年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2007年11 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(2002年～ 現在)*
BRIAN HARRIS SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial	最高コンプライアンス責 任者	在任期間：無制限 在職期間：2013年11 月以降	ステート・ストリート・グローバ ル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・イン

氏名、住所および 生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の主な職業
Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1973年			ク、バイス・プレジデント(2013年～現在)、BofA グローバル・キャピタル・マネジメント、シニア・バイス・プレジデントおよび投資コンプライス国際責任者(2010年～2013年)、AARP フィナンシャル・インク、コンプライアンス担当ディレクター(2008年～2010年)

- * 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。
- ** 記載されている期間中、多くの役職を務め、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーまたはその関係会社がサービスを提供する関係を有しないミューチュアル・ファンドまたはクローズドエンド型ファンドに勤務した。

追加情報書には、受託者に関する追加情報が記載されており、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話で請求し、入手することができる。

SSgA アクティブ ETF トラスト

受託者

Bonny E. Boatman
Dwight D. Churchill
David M. Kelly
Frank Nesvet (会長)
James E. Ross
Carl G. Verboncoeur

役員

Ellen M. Needham (プレジデント)
Ann Carpenter (バイス・プレジデント)
Michael P. Riley (バイス・プレジデント)
Chad C. Hallett (財務部長)
Matthew W. Flaherty (財務副部長)
Laura F. Dell (財務副部長)
Christopher A. Madden (秘書役)
Danio Mastropieri (秘書役補佐)
Brian Harris (最高コンプライアンス責任者)

投資顧問

SSgA Funds Management, Inc.
State Street Financial Center
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

販売会社

State Street Global Markets, LLC
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人

State Street Bank and Trust Company
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

法律顧問

Bingham McCutchen LLP
2020 K Street NW
Washington, DC 20006

独立した登録公認会計士事務所

Ernst & Young LLP
200 Clarendon Street
Boston, MA 02116

本ファンドのシェアは、ステート・ストリート・コーポレーションの完全子会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC により販売される。ステート・ストリート・グローバル・マーケット LLC は、FINRA および SIPC のメンバーである。

本報告書に含まれる情報は、本トラスのシェア保有者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラスに関する重要な情報を含む本トラスの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書および SAI は、1-866-787-2257 に電話して販売会社から入手することも、www.spdrs.com のサイトで入手することもできる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。

SSgA マスター・トラスト

運用報告書

2014年6月30日

目 次

SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ

ポートフォリオの概要	3
SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ 投資一覧	4
財務諸表	5
財務ハイライト	8
財務諸表に対する注記	9
独立した公認会計士事務所の報告書	17
その他の情報	19

免責事項

この運用報告書の日本語版は SSgA マスター・トラストの 2014 年 6 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、米ドルの円貨換算は、2015 年 4 月 13 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=120.22 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、米ドルの円貨換算および脚注の記述事項は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ

2014年6月30日現在の保有額上位5位

銘柄	SPDR S&P GLOBAL NATURAL RESOURCES ETF	POWERSHARES DB COMMODITY INDEX TRACKING FUND	SPDR DOW JONES REIT ETF	SPDR DOW JONES INTERNATIONAL REAL ESTATE ETF	SPDR BARCLAYS TIPS ETF
市場価値	51,368,509	36,188,431	20,131,235	18,510,945	13,941,705
純資産に対する 百分比(%)	31.2	22.0	12.2	11.2	8.5

(保有額の上位5位は変わる可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

2014年6月30日現在の資産配分*

	純資産に対する 百分比
天然資源	43.9%
不動産	23.5
商品	22.0
インフレ連動	9.9
短期投資	0.2
その他の資産および債務	0.5
合計	100.0%

* 本ファンドの資産配分は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変更する可能性がある。

SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ
 投資一覧
 2014年6月30日

銘柄	口数	価額
上場商品— 99.3%		
商品 — 22.0%		
PowerShares DB Commodity Index Tracking Fund (a)	1,361,491	36,188,431
PowerShares DB Oil Fund (a)	765	23,531
		<u>36,211,962</u>
インフレ連動 — 9.9%		
SPDR Barclays TIPS ETF (b)	243,141	13,941,705
SPDR DB International Government Inflation-Protected Bond ETF (b)	39,783	2,466,944
		<u>16,408,649</u>
天然資源 — 43.9%		
Market Vectors Gold Miners ETF	36,502	965,478
PowerShares Global Agriculture Portfolio	157,310	4,854,587
SPDR S&P Global Natural Resources ETF (b)	971,968	51,368,509
SPDR S&P International Energy Sector ETF (b)	114,255	3,376,235
SPDR S&P Metals & Mining ETF (b)	118,602	5,010,934
The Energy Select Sector SPDR Fund (b)	67,060	6,712,706
		<u>72,288,449</u>
不動産 — 23.5%		
SPDR Dow Jones International Real Estate ETF (b)	418,421	18,510,945
SPDR Dow Jones REIT ETF (b)	242,545	20,131,235
		<u>38,642,180</u>
上場商品合計		
(Cost \$158,026,611)		<u>163,551,240</u>
短期投資— 0.2%		
マネーマーケットファンド — 0.2%		
State Street Institutional Liquid Reserves Fund 0.06% (b) (c)		
(Cost \$334,186)	334,186	334,186
投資合計— 99.5% (d)		
(Cost \$158,360,797)		163,885,426
その他の資産および債務 — 0.5%		
		<u>749,561</u>
純資産— 100.0%		
		<u>164,634,987</u>

- (a) 適格公開取引パートナーシップ
 (b) SSgA Funds Management, Inc.が運用する関係ファンド(注記 3)
 (c) 記載利率は期末における7日間の年間利回り
 (d) 別段の記載がない限り、本ファンドの証券の価額は、レベル1のインプットに基づいて決定される(注記 2)。

財務諸表に対する注記を参照。

SSgA マスター・トラスト

貸借対照表

2014年6月30日

SSgA マルチアセット・リアル・リターン・
ポートフォリオ

	\$	¥
資 産		
関係を有していない発行体の有価証券への投資(評価額)	\$42,032,027	¥5,053,090,286
関係を有する発行体の有価証券の投資(評価額)	121,853,399	14,649,215,628
投資総額	163,885,426	19,702,305,914
フィーダーに対する債権	24,685,995	2,967,750,319
売却投資証券債権	—	—
受取配当—関係を有する発行体(注記 3)	772,145	92,827,272
受取配当—関係を有していない発行体	—	—
受取利息—関係を有していない発行体	—	—
資産合計	189,343,566	22,762,883,505
負 債		
証券買入債務	24,686,779	2,967,844,571
未払投資顧問報酬(注記 3)	22,222	2,671,529
受託者の未払報酬および費用(注記 3)	78	9,377
負債合計	24,708,579	2,970,465,367
純 資 産	\$164,634,987	¥19,792,418,137
投資費用		
関係を有していない発行体	\$41,821,980	¥5,027,838,436
関係を有する発行体	116,538,817	14,010,296,580
投資費用総額	\$158,360,797	¥19,038,135,015

財務諸表に対する注記を参照。

SSgA マスター・トラスト

損益計算書

2014年6月30日終了年度

SSgA マルチアセット・リアル・リターン・
ポートフォリオ

	\$	¥
投資利益		
関係を有していない発行体の有価証券の配当および受取利息(注記 2)	\$116,885	¥14,051,915
関係を有している発行体の有価証券の受取配当金(注記 3)	2,730,747	328,290,404
投資利益合計	2,847,632	342,342,319
費用		
投資顧問報酬(注記 3)	258,050	31,022,771
受託者の報酬(注記 3)	2,552	306,801
雑費用	9	1,082
費用合計	260,611	31,330,654
正味投資利益(損失)	\$2,587,021	¥311,011,665
投資に関する実現および未実現の利益(損失)		
関係を有していない発行体の有価証券の投資に関する正味実現利益(損失)	(1,735,130)	(208,597,329)
関係を有している発行体の有価証券の投資に関する正味実現利益(損失)	(472,264)	(56,775,578)
投資に関する未実現増加(減少)の正味変動額の内訳	16,133,508	1,939,570,332
投資に関する実現および未実現の純利益	13,926,114	1,674,197,425
運用による純資産の正味増加(減少)	\$16,513,135	¥1,985,209,090

財務諸表に対する注記を参照。

SSgA マスター・トラスト
純資産変動計算書

	SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ			
	年度終了日 2014/6/30		年度終了日 2013/6/30	
	\$	¥	\$	¥
運用による純資産の増加(減少)				
正味投資利益(損失)	\$2,587,021	¥311,011,665	\$1,740,438	¥209,235,456
投資に関する正味実現利益 (損失)	(2,207,394)	(265,372,907)	(924,340)	(111,124,155)
投資に関する未実現増価(減 価)の正味変動額	16,133,508	1,939,570,332	(10,378,172)	(1,247,663,838)
運用による純資産の正味増 加(減少)	16,513,135	1,985,209,090	(9,562,074)	(1,149,552,536)
資本取引				
出資	91,367,610	10,984,214,074	130,398,415	15,676,497,451
引出	(64,829,742)	(7,793,831,583)	(5,079,121)	(610,611,927)
その他の資本	—	—	—	—
資本取引による純資産の正 味増加(減少)	26,537,868	3,190,382,491	125,319,294	15,065,885,525
当年度中の純資産の正味増 加(減少)	43,051,003	5,175,591,581	115,757,220	13,916,332,988
純資産				
期首における純資産	121,583,984	14,616,826,556	5,826,764	700,493,568
期末における純資産	\$164,634,987	¥19,792,418,137	\$121,583,984	¥14,616,826,556

財務諸表に対する注記を参照。

SSgA マスター・トラスト
財務ハイライト

以下の表は、選択された補足データと平均純資産に対する比率が記載されている。

	SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ*		
	年度終了日 2014/6/30	年度終了日 2013/6/30	2012/4/25**から 2012/6/30 までの期間
補足データおよび比率			
期末純資産(単位：1,000)	\$164,635	\$121,584	\$5,827
平均純資産に対する比率			
運用費用	0.20%	0.20%	0.27%(1)
純投資利益	2.01%	2.91%	0.27%(1)
ポートフォリオ・ターンオーバー比率	40%	31%	10%
トータル・リターン	13.93%	(1.63)%	(3.42)%(2)

* 本ポートフォリオは、他の原ポートフォリオに投資し、かかるポートフォリオに生じる報酬および費用の比例按分額を間接的に負担する。記載された比率は、本ポートフォリオが投資する他の原ポートフォリオの間接費用は反映していない。

** 運用開始

(1) 年額

(2) 1年未満の期間のトータル・リターンは年額とされていない。

財務諸表に対する注記を参照。

SSgAマスター・トラスト
財務諸表に対する注記(抜粋)³
2014年6月30日

1. 設 立

SSgA マスター・トラスト(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(その後の改正を含む。)(以下「1940年法」という。)に基づき登録されており、2011年3月30日にマサチューセッツ州のビジネス・トラストとして設立されたオープンエンド型の投資会社である。

2014年6月30日現在、本トラストは8のポートフォリオを提供しており、そのいずれも、本トラストの実質持分の別個のシリーズである(以下個別にまたは集合的に「本ポートフォリオ」という。)。本書に記載されている財務諸表は、8のポートフォリオのうち、SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオに関するものである。本ポートフォリオは、マスターフィーダー構造におけるマスターファンドである。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。こうした取り決めに基づき本トラストが負う可能性のあるリスクの最大値は不明である。それは、本トラストに対してなされる可能性のある未発生の将来の請求を含むためである。しかしながら、本トラストは、経験則から、損失のリスクの可能性は低いと想定している。

本トラストは、市場リスクといったリスクにさらされている様々な投資対象に投資する。一定の投資対象に関連するリスクのレベルにより、近いうちに投資証券の評価額が変化し、この変化が重要となりうる可能性が、少なくとも合理的に考えられる。

SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ、SSgA インカム・アロケーション・ポートフォリオおよび SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、他の上場商品の資産(以下「原ファンド」という。)に投資する。そして、原ファンドは、様々な投資手法と慣行を用いることがあり、これには一定のリスクを伴う。一定の原ファンドは、ポートフォリオを負債性証券に投資する。負債性証券への投資は、市場変動、金利上昇、発行体の元利金の支払不能、負債性証券市場の非流動性、金利低下局面での証券

³ SSgA マスター・トラストの財務諸表に対する注記から、本ファンドに関する注記のみを抜粋した。

の再投資またはより高いクーポンもしくは金利の発行体による払戻によるリターン率低下のリスク、ならびに/または金利低下による利息減少のリスクなどによって、増えることも、減ることもある。一定の原ファンドは、新興国市場を含め、外国証券にポートフォリオを投資する。外国投資には、米国の発行体の証券への投資に伴うリスクを上回る一定のリスクを伴う。外国証券への投資のリターンは、米国証券への投資よりも、変動が大きいこともあり、またかかる投資へのリターンに追従することもある。米国外に本拠を置く発行体の証券への投資は、国または地域に特有の政治経済の事情により、市場および発行体に影響を及ぼすことがあるため、独特のリスクが生じる。新興国市場への投資には、先進国市場への投資よりも大きな損失リスクを伴う。これは、特に、先進国市場で通常見られるものよりも、市場のボラティリティが高く、取引量が少なく、政治および経済が不安定であり、インフレ、デフレもしくは通貨引き下げの水準が高く、市場が閉鎖されるリスクが高く、政府による外国投資政策に対する制限が大きいことによる。

一定の原ファンドは、商品市場にポートフォリオを投資する。商品は、短期間で大きく価格変動することがあり、予測不能な経済、政治および環境に関する事由の影響を受ける可能性がある。商品の価格に大きく影響を及ぼす要因には、世界の需要と供給、国内外の金利および投資家の金利予測、インフレ率および投資家のインフレ予測、商品先物取引の投資および取引活動、世界および地域の政治、経済または金融に関連する事由などが含まれる。

本ファンドへの投資には、経済や政治の展開、金利の変更や、証券化価格において認められた傾向といった要因により生じる市場変動など、ファンドに投資するリスクと同様のリスクを伴う。証券の価値は、一般に低下することも、他の投資のパフォーマンスを上回ることもある。異なる種類の証券は、一般的な証券市場と比較して、パフォーマンスの良い周期と悪い周期を繰り返す傾向がある。さらに、証券は、特定の発行体、市場または証券市場全般に影響する要素により、価値が下がる可能性もある。

2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務諸表を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表における計上額および開示内容に影響する見積および仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積と相違することがありうる。財務諸表は米ドル建てで提示される。

証券の評価

本ポートフォリオのポートフォリオ証券およびその他の金融商品の公正価値は、当該証券の市場価格に基づいている。市場価格とは、一般に、取引所もしくはその他の市場から入手した評価額(あるいは取引所もしくはその他の市場から提供された相場価格またはその他同様の価値を示すもの)に基づくか、または独立した価格情報サービスから入手した評価に基づいている。原ファンドへの投資は、営業日毎にその市場価格により評価される。ローンは、主に、ローン価格提供サービスの合成ローン価格を用いて評価される。本ポートフォリオのローン価格提供サービスが合成ローン価格について用いる手法は、1 ないし複数のブローカーの買い呼び値と売り呼び値の平均値で評価するというものである。米国債券は、証券業・金融市場協会が早じまいを発表した日における発表された債券の取引終了時刻の時点で評価されることがある。ある証券の市場価格を容易に入手できないか、またはその評価額が当該証券の公正価値を正確に反映していない場合、この証券は、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)が、本トラストの評価方針および手続きに従ってより公正価値を反映していると考えられる別の方法により、評価が行われる。受託者会は、証券の評価に関する手続きを採用している。この手続きに基づいて、監視委員会は、市場相場を容易に入手できないか、またはその公正価値を正確に反映していないかについて、判断を行う。監視委員会またはその小委員会は、受託者会の監督に服した上で、様々な状況(証券取引が停止または禁じられている状況を含むが、これに限らない。)における公正価値の決定方法を利用することができる。公正価値の決定には、主観的判断が伴い、ある証券の公正価値の決定は、当該証券の売却時に受け取ることでできる評価額と大きく異なる可能性がある。

本ポートフォリオは、金融資産および金融負債に関する公正価値の測定および公正価値オプションについての権威のあるガイダンスに従っている。当該ガイダンスは、公正価値の測定において用いられるインプットのヒエラルキーを定めており、入手可能な場合には、最も観測可能なインプットの利用を求めることにより、観測可能なインプットの利用を最大化し、観測不能なインプットの利用を最小化する。同ガイダンスは、公正価値の測定に用いられる3つのレベルのインプットを定めている。

- ・ レベル 1 — 同一の投資対象の取引が活発な市場における相場価格
- ・ レベル 2 — その他の重要な観測可能なインプット(類似した投資対象の相場価格、金利、期限前弁済速度、信用リスク等を含むが、これらに限らない。)
- ・ レベル 3 — 重要な観測不能なインプット(投資対象の公正価値の決定における本ポートフォリオが設定した前提事項を含む。)

レベル 2 またはレベル 3 のインプットを用いることがある投資対象としては、次のものがある(ただし、これに限らない。)

- (i) コーポレートアクションに関連する未上場証券

- (ii) 制限証券(例えば、1933年証券法(その後の改正を含む。)に基づく登録を行わなければならない一般に対して売却できないもの)
- (iii) 取引が停止されているか、主な取引所から上場を廃止された証券
- (iv) 取引がまばらな証券
- (v) デフォルトまたは破産手続中の証券で、現在相場価格がないもの
- (vi) 通貨管理または規制の影響を受ける証券
- (vii) 重要な事由の影響を受けた証券(重要な事由とは、例えば、当該証券が取引されている市場の終了後、本ポートフォリオの純資産が計算されるまでに生じた事由で、本ポートフォリオの投資の価値に大きな影響を与える可能性があるもの)

「重要な事由」となる可能性の例は、政府のアクション、自然災害、武力衝突、テロ行為および大幅な市場変動などである。本ファンドが保有するシニア変動金利ローンの価値は、独立した価格情報サービスから入手したものであり、その他の観測可能なインプットを用いていることから、レベル2に分類される。

公正価値の決定により、本ポートフォリオの純資産価額の計算に用いた価格と、本ポートフォリオのベンチマークであるインデックスが用いた価格とが相違することがある。これにより、本ポートフォリオのパフォーマンスと、本ポートフォリオのベンチマークであるインデックスのパフォーマンスが相違することがある。評価の際に用いたインプットまたは手法は、必ずしもこうした投資対象への投資に関連するリスクを示してはいない。

各証券の評価に用いたインプットの種類は、投資一覧に記載されている。投資一覧にはまた、本ポートフォリオの投資について、種類別に内訳が記載されている。

以下の表は、2014年6月30日現在における本ポートフォリオの投資対象を評価する際に用いたインプットの概要である。

ファンド	レベル1— 相場価格	レベル2— その他の重要な 観察可能な インプット	レベル3— 重要な観察不能 なインプット	合 計
SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ	\$163,885,426	\$—	\$—	\$163,885,426

2014年6月30日終了年度において、レベル間で振替は行われなかった。

投資利益

投資利益は発生主義で計上されている。受取配当は、権利落日に計上される。配当支払として新たに受け取った証券の価値は、収入として計上され、また当該証券の原価基準の

増額として計上される

費用

投資顧問報酬およびその他の費用(特定の本ポートフォリオについて直接確認されるもの)は、当該本ポートフォリオの負担となる。特定の本ポートフォリオに帰属させることのできない受託者の報酬およびその他の費用は、費用の性質および種類と本ポートフォリオの関連する純資産を斟酌した上で、公平と思われる方法により配分される。これらの直接費用以外にも、本ポートフォリオは、本ポートフォリオが投資する原ポートフォリオの報酬など、一定の費用を間接的に負担し、本ポートフォリオの計上額に反映される。

投資取引

投資取引は取引日に計上される。証券の売却または処分および外国為替取引により実現した損益は、個別原価法で計上される。コーポレートアクション(現金による配当を含む。)は、権利落ち日に外国税の源泉徴収後の額で計上される。

連邦所得税

本ポートフォリオは、連邦所得税法上パートナーシップとして扱われないため、正味投資利益および正味キャピタルゲインについて連邦所得税の支払義務を負わない。本ポートフォリオの利息、利益および損失は全て、本パートナーシップのパートナーに対し、本ポートフォリオに対する保有額に比例して、利息、利益および損失が本ポートフォリオにより分配されているか否かに関係なく、「パススルー」されているものとみなされる。各パートナーは、配分額に基づき租税債務を負うため、連邦所得税のための引当金は設定されていない。本ポートフォリオは、2014年6月30日において税務調査の対象となりうる課税年度の税務ポジションを見直し、本ポートフォリオの財務諸表に所得税の引当金を計上する必要はないと判断した。本ポートフォリオの連邦税務申告書は、依然として本ファンドの主な課税管轄(アメリカ合衆国およびマサチューセッツ州を含む。)による調査の対象となっている。本ファンドは、租税債務に関連する利益および罰金(もしあれば)を損益計算書の所得税費用として認識する。

3. 関係会社に支払った報酬および手数料およびその他の関連当事者との取引

投資顧問報酬

本ポートフォリオは、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management,

Inc.) (以下「アドバイザー」または「SSgA FM」という。)と投資顧問契約を締結している。投資顧問が提供するサービスとファシリティおよび投資顧問が負担する費用に対する対価/補償として、本ポートフォリオは、日々発生し、毎月支払われる報酬を、以下の表に示される本ポートフォリオの日々の平均純資産に対する百分比に基づいて、投資顧問に支払う。

	<u>年間割合</u>
SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ	0.20%

アドバイザーは、本ファンドの全ての運営費用を支払うが、運用報酬、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、取得したファンドの報酬および費用、その他の特別費用は支払わない。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

受託者の報酬

本トラスト、SSgA マスター・トラスト、SPDR シリーズ・トラストおよび SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ (SPDR Index Shares Funds)は、全体として、各独立受託者に対して、170,000 ドルの年間報酬と、本人が出席した会議 1 回につき 10,000 ドル、出席した電話会議またはテレビ会議 1 回につき 1,250 ドルを支払う。受託者会会長は、年間追加額として 50,000 ドルを受け取り、監査委員会委員長は年間追加額として 20,000 ドルを受け取る。本トラストはまた、会議への出席に関して、また業界のセミナーや会合への主席に関して負担した旅費その他の現金支払費用についても、各独立受託者に償還する。独立受託者の報酬は、本トラストおよび各シリーズの間で、関連するシリーズの純資産を斟酌した上で、公平とされる方法により配分して負担される。

関係会社との取引

本ポートフォリオは、一定のマネー・マーケット・ファンドおよびアドバイザーとの関係を有する原ファンドに投資することがある。2014 年 6 月 30 日現在および同日に終了する年の関係を有する原ファンドへの投資に関連する額は、以下のとおりである。

SPDR SSgA マルチ アセット・リアル・ リターン・ポート フォリオ	2013/6/30 現在の 保有数	2013/6/30 現在の 評価額	取得		売却		2014/6/30 現在の 保有数	2014/6/30 現在の 評価額	受取配当	実現利益 /(損失)
			費用	数	手取金	数				
SPDR Barclays TIPS ETF	288,046	\$16,006,716	\$13,669,491	244,777	\$15,974,692	289,682	243,141	\$13,941,705	\$198,201	\$(826,517)
SPDR DB International Government Inflation- Protected Bond ETF	179,144	10,313,320	6,303,694	107,016	14,636,881	246,377	39,783	2,466,944	178,227	(422,588)
SPDR S&P Global Natural Resources ETF	866,592	39,987,974	41,269,211	834,171	35,863,782	728,795	971,968	51,368,509	1,059,052	163,885
SPDR S&P International Energy Sector ETF	103,539	2,396,928	1,807,399	67,766	1,470,178	57,050	114,255	3,376,235	89,368	76,836
SPDR S&P Metals & Mining ETF	103,088	3,415,306	5,196,777	132,402	4,786,123	116,888	118,602	5,010,934	59,972	115,339
The Energy Select Sector SPDR Fund	31,198	2,444,675	5,449,175	61,135	2,200,408	25,273	67,060	6,712,706	80,371	323,908
SPDR Dow Jones International Real Estate ETF	369,519	14,743,808	12,344,419	292,013	9,896,196	243,111	418,421	18,510,945	634,997	(83,269)
SPDR Dow Jones REIT ETF	171,628	13,035,147	14,295,658	183,172	8,202,012	112,255	242,545	20,131,235	430,433	(143,766)
State Street Institutional Liquid Reserves Fund	154,629	154,629	11,579,921	11,579,921	11,400,364	11,400,364	334,186	334,186	126	—

4. 未実現の増価および減価の総額

連邦所得税上の本ポートフォリオが所有する証券投資の個別原価と、2014年6月30日現在の未実現の増価および減価の総額は以下のとおりであった。

	個別原価	未実現 増価総額	未実現 減価総額	未実現の正味 増価(減価)
SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポート フォリオ	\$158,270,064	\$6,363,843	\$—	\$6,363,843

5. 投資取引

2014年6月30日終了年度について、本ポートフォリオの投資証券の購入額および売却額は以下のとおりである。

	購入		売却	
	短期	長期	短期	長期
SSgA マルチアセット・リアル・リ ターン・ポートフォリオ	\$11,579,921	\$141,552,018	\$11,400,363	\$112,334,428

2014年6月30日終了年度について、本トラストは、投資取引について、アドバイザーの
関係会社に対して手数料を支払っていなかった。

6. リスクの集中

本ポートフォリオは特定の業種に投資を集中させることは予定していないが、本ポートフォリオがある一つの業種、業種のグループまたは商品種類に集中した場合、こうした業種、業種のグループまたは商品種類に影響を及ぼす経済、市場、政治または規制上の一つの出来事により影響を受けやすくなることがある。

独立した公認会計士事務所の報告書

SSgA マスター・トラストを構成する、本ファンドを含む 8 のポートフォリオの財務諸表および財務ハイライトに関して、下記の内容の監査報告書が出ている。

記

SSgA マスター・トラストの受益者および受託者会 御中

当職らは、SSgA マスター・トラスト(SSgA マルチアセット・リアル・リターン・ポートフォリオ、SSgA インカム・アロケーション・ポートフォリオ、SSgA グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、ブラックストーン/GSO シニア・ローン・ポートフォリオ、SSgA ウルトラ・ショート・ターム・ボンド・ポートフォリオ、SSgA MFS システムティック・コア・エクイティ・ポートフォリオ、SSgA MFS システムティック・バリュー・エクイティ・ポートフォリオおよび SSgA MFS システムティック・グロース・エクイティ・ポートフォリオにより構成される。)(以下「本ポートフォリオ」と総称する。)の添付の 2014 年 6 月 30 日付貸借対照表(投資一覧を含む。)、関連する損益計算書、純資産変動計算書、およびこれらに記載された各期間の財務ハイライトを監査した。これらの財務諸表および財務ハイライトについては、本ポートフォリオの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、財務諸表および財務ハイライトについて、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。

当職らは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に従って監査を行った。この基準により、当職らは、財務諸表および財務ハイライトにおける重要な不実表示の有無に関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施することを求められている。当職らは、本ポートフォリオの財務報告に関する内部管理の監査は委任されなかった。当職らの監査には、その状況において適切な監査手続きを計画する基準として、財務報告に対する内部管理を検討することは含まれているが、本ポートフォリオの財務報告に関する内部管理の有効性についての意見を表明するためのものではない。したがって、当職らはそのような意見は一切表明しない。監査にはまた、財務諸表および財務ハイライト中の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)、使用した会計原則および経営陣による重要な見積の評価、ならびに財務諸表の提示全体の評価も含まれる。当職らの手続きには、2014 年 6 月 30 日現在所有する証券に関して、保管会社およびその他の者に連絡することにより、またはその他の者の回答がなかった場合にその他の適切な監査手続きにより、かかる証券を確認することが含まれる。当職らは、こうした監査が当職らの意見の合理的な根拠となると考えている。

当職らは、前記の財務諸表および財務ハイライトが、あらゆる重要な点において、2014 年

6月30日におけるSSgAマスター・トラストの前記本ポートフォリオの財務ポジション、
ならびに業績、純資産の変動および示された各期間の財務ハイライトを、米国で一般に認
められた会計原則に従って、公正に表示していると考えている。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン

2014年8月28日

SSgA マスター・トラスト

その他の情報

2014年6月30日(未監査)

議決権の代理行使に関する方針および手続きならびに記録

本ファンドの投資顧問が本ファンドの証券ポートフォリオに関して議決権の代理行使を行うのに用いる本トラストの議決権の代理行使に関する方針および手続きに関する説明は、(i)無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または(ii)証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。これまでの6月30日終了の12ヶ月間に投資顧問がどのように議決権を行使したかについては、毎年8月31日までに、上記電話番号への連絡、SECのウェブサイト(www.sec.gov)、本ファンドのウェブサイト(www.spdrs.com)で知ることができるようになっている。

四半期ポートフォリオ一覧

本ファンドは、各会計年度の第1四半期および第3四半期について、保有するポートフォリオに関する完全な一覧表を様式 N-Q により SEC に提出する。本ファンドの様式 N-Q は、SEC のウェブサイト(www.sec.gov)で入手ことができ、ワシントン DC の SEC の閲覧室で閲覧し、写しを取ることができる。閲覧室の業務に関する問い合わせ先は、1-800-SEC-0330 である。様式 N-Q に関する情報は、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)で入手することができる。

投資顧問契約の承認

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)は、本トラストの一定の新しいシリーズの助言取決に関連する様々な議案を検討した。これには、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(以下「本アドバイザー」という。)が、(1)SPDR MFS システムティック・コア・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Core Equity ETF)、SPDR MFS システムティック・グロース・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Growth Equity ETF)および SPDR MFS システムティック・バリュー・エクイティ ETF (SPDR MFS Systematic Value Equity ETF)(以下「新 ETF」という。)に関して、SSgA アクティブ ETF トラストと締結する投資顧問契約、(2)新 ETF の対応するマスター・ファンドである SSgA MFS システムティック・コア・エクイティ・ポートフォリオ (SSgA MFS Systematic Core Equity Portfolio)、SSgA MFS システムティック・グロース・エクイティ・ポートフォリオ (SSgA MFS Systematic

Growth Equity Portfolio)および SSgA MFS システムティック・バリュー・エクイティ・ポートフォリオ(SSgA MFS Systematic Value Equity Portfolio)(以下、新 ETF とあわせて「新ファンド」と総称する。)に関して、SSgA マスター・トラストと締結する投資顧問契約(以下、両契約を「本件契約」という。)を承認する議案が含まれる。新ファンドのいずれも、本運用報告書の対象となる直近の半期内に運用を開始した。1940 年投資会社法(その後の改正を含む。)の意味における本信託の「関係者」ではない受託者(以下「独立受託者」という。)はまた、本件契約を検討するために各自の独立した法律顧問と別途会議を行った。

本件契約を検討するに当たり、受託者会は、アドバイザーが提供した資料と、本信託のアドミニストレーター、名義書換代理人および保管会社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(以下「ステート・ストリート」という。)が提供したその他の資料を利用した。本件契約の承認の是非の決定において、受託者会は、次の様々な要素を検討した。

- (i) 本件契約に基づき新ファンドに関してアドバイザーが提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) アドバイザーのサービスにかかる費用
- (iii) 新ファンドが成長した場合に実現される規模の経済の範囲および本件契約に定める手数料がかかる規模の経済を反映しているか否か

受託者会は、アドバイザーが提供を予定するサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者は、本トラストの運用を監督する際の過去の経験と、会議の前にまた会議において提供された資料に依拠した。受託者会は、本件契約、およびアドバイザーが各新ファンドの投資目的と投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って新ファンドの投資業務の運用を行うに際して予想される責任について検討した。受託者会は、マスターフィーダー構造の上場ファンドとしての各新ファンドの比較的独特的な性質、アドバイザーの上場ファンドに関する経験と専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(新ファンドのサブアドバイザーの監督およびコンプライアンスを担当する個人を含む。)の経歴と経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ監督資源、構造および実務(各新ファンドの投資目的と投資方針および適用法令の遵守の監視と確保に関連するものを含む。)についても検討した。受託者会はまた、アドバイザーの投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資業務に関する一般知識と、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(幹部の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、ETF について、世界最大の投資運用会社のうちの一つであると考えた。受託者会はまた、アクティブ運用、第三者たるサブアドバイザーの監督およびマスターフィーダー構造の上場ファンドの運用に関する

アドバイザーの経験も考慮した。

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から利益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本信託の株式委託売買に関してソフトダラー取り決めを維持していないことに注目した。

受託者会は、各新ファンドの資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、本件契約が、新ファンドの資産の増加に伴う各新ファンドの投資顧問報酬率のブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、報酬を低くすることの利益を運用開始時から新ファンドと効果的に共有することにより、新ファンドについて(幾つかの要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。受託者会は、新ファンドの規模の成長に伴う手数料の監視を続け、費用のブレイクポイントを保証できるか否かを評価するつもりであることに着目した。

受託者会は、適切な場合、類似するファンド(すなわち、アクティブ運用される上場ファンド)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、新 ETF の均一手数を評価した。受託者会は、リップパー・アナリティカル・サービスズ(Lipper Analytical Services)のデータおよび類似の上場ファンドに関する比較可能な関連情報に基づいて、新 ETF について類似 ETF の母集団を検討した。受託者会はまた、マスターフィーダー構造に関して新ファンドの費用構造についても検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、各新ファンドの本件契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。各本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新ファンドについてアドバイザーが提供することが期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) 新ファンドのアドバイザーの報酬および均一手数は、提供されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (c) アドバイザーまたはその関係会社に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (d) アドバイザーに支払う報酬は、本トラストの比較的低い報酬構造によって、新ファンドに関する規模の経済を共有することが期待される。

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、受託者会は、アドバイザーと、MFS インベストメント・マネジメント(MFS Investment Management) (以下「MFS」

という。)との間の新ファンドに関する別個のサブアドバイザー契約(以下「MFS サブアドバイザー契約」という。)の承認についても検討した。

MFS サブアドバイザー契約を検討するに当たり、受託者会は、MFS とアドバイザーが提供した資料を利用した。MFS サブアドバイザー契約の承認の是非の決定において、受託者会は、以下を含む様々な要素を検討した。

(i) MFS サブアドバイザー契約に基づき新ファンドに関して MFS が提供するサービスの性質、範囲および質

(ii) MFS が運用するアクティブ運用委託の投資パフォーマンス

受託者会は、MFS サブアドバイザー契約に基づきアドバイザーが MFS に支払うこととなる現在の投資顧問報酬の額について情報を入手し、この報酬がアドバイザーにより直接支払われるものであり、新ファンドが支払う報酬を増加させることにならないことについても検討した。

受託者会は、MFS の経営幹部の経歴および経験と、特に MFS の持分証券への投資経験について検討した。受託者会は、MFS が、新ファンドの運用にあたり、アクティブ運用される持分証券における多くの経験をもたらすであろうことに注目した。受託者会は、MFS が、持分証券の運用における豊富な経験を有していることに注目し、同様の証券ポートフォリオで MFS が運用する資産を検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、新ファンドの MFS サブアドバイザー契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

(a) 新ファンドについて MFS リミテッドが提供することが期待されるサービスの質および範囲は十分かつ適切である。

(b) MFS の持分証券運用の経験は豊富である。

(c) MFS の新ファンドに関する報酬および均一手数料は、提供されたまたは提供が予定されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。

(d) MFS に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。

(e) MFS に支払う報酬は、新ファンドと規模の経済を共有することが期待される。

受託者

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
独立受託者					
FRANK NESVET c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1943年	独立受託者、 会長、受託者 会会長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	リブラ・グルー プ・インク(金融 サービスコンサ ルティング会社) 最高経営責任者 (1998年～現在)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)
DAVID M. KELLY c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1938年	独立受託者、 監査委員会委 員長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	退職	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)
BONNY EUGENIA BOATMAN c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1950年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	退職(2005年～ 現在) バンク・オブ・ アメリカ、コロ ンビア・マネジ メント・グルー プ、マネージン グ・ディレク ター(1984年～ 2005年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)
DWIGHT D. CHURCHILL c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1953年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	CFA インスティ テュート、最高 経営責任者兼プ レジデント(2014 年～現在) 2010年以降自営 コンサルタント フィデリティ・ インベストメン ツの債券担当責 任者その他の管 理職(1993年～ 2009年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SPDR シリー ズ・トラスト(受 託者)、アフィリ エイテッド・マ ネージャーズ・ グループ・イン ク(ディレクター)
CARL G. VERBONCOEUR c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	2009年以降自営 コンサルタント ライデックス・ インベストメン ツ、最高経営責 任者(2003年～ 2009年)	179	ザ・モトレー・ フル・ファン ズ・トラスト(受 託者)、SPDR イン デックス・ シェアズ・ファ ンズ(受託者)、

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業	受託者が監督するファンド・コンプレックスに属するポートフォリオ数	受託者の兼職の状況
Boston, MA 02111-2900 1952年					SSgA アクティブ ETF トラスト(受託者)、SPDR シリーズ・トラスト(受託者)
利害関係のある受託者					
JAMES E. ROSS* SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Street Boston, MA 02111 1965年	利害関係のある受託者	在任期間：無制限 在職期間：2010年4月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・インク、会長兼ディレクター(2005年～現在) SSgA ファンズ・マネジメント・インク、プレジデント(2005年～2012年) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、シニア・マネージング・ディレクター兼プリンシパル(2006年～現在)**	209	SPDR インデックス・シェアーズ・ファンズ(受託者)、SSgA アクティブ ETF トラスト(受託者)、SPDR シリーズ・トラスト(受託者)、セレクト・セクター SPDR トラスト(受託者)、ステート・ストリート・マスタートラスタ(受託者)、ステート・ストリート・インスティチュショナル・インベストメント・トラスト(受託者)

*ロス氏は、アドバイザーとの雇用関係およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、利害関係のある受託者となっている。ロス氏は、過去にも、2005年11月から2009年12月まで、利害関係のある受託者を務めていた。

**当該期間中に様々な会社および/または関係会社において勤務していた。

役員

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
ELLEN M. NEEDHAM SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1967年	プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年10月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・インク、プレジデント兼ディレクター(2012年6月～現在)、SSgA ファンズ・マネジメント・インク、最高運営責任者(2010年5月～2012年6月)、SSgA ファンズ・マネジメント・インク、シニア・マネージング・ディレクター(1992年～2012年)*、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、シニア・マネージング・ディレクター(1992年～現在)*
ANN M. CARPENTER SSgA Funds	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年8	SSgA ファンズ・マネジメント・インク、最高運営責任者(2014年

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1966年		月以降	4月～現在)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2005年～現在)*
MICHAEL P. RILEY SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1969年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2005年2月以降	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2008年～現在)、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、プリンシパル(2005年～2008年)
CHRISTOPHER A. MADDEN State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1967年	秘書役	在任期間：無制限 在職期間：2013年8月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデントおよびシニア・カウンセラー(2013年～現在)、アトランティック・ファンド・サービスズ、カウンセラー(2009年～2013年)、シティグループ・ファンド・サービスズ LLC、バイス・プレジデント(2005～2009年)*
DANIO MASTROPIERI State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1972年	秘書役補佐	在任期間：無制限 在職期間：2013年8月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデントおよびカウンセラー(2013年～現在)、シティ・ファンド・サービスズ・オハイオ・インク、バイス・プレジデント(2007～2013年)*、**
CHAD C. HALLETT State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1969年	財務部長	在任期間：無制限 在職期間：2010年11月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(2001年～現在)*
MATTHEW FLAHERTY State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1971年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2005年5月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(1994年～現在)*
LAURA F. DELL State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1964年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2007年11月以降	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー、バイス・プレジデント(2002年～現在)*
BRIAN HARRIS SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center	最高コンプライアンス責任者	在任期間：無制限 在職期間：2013年11月以降	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgA ファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2013

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
One Lincoln Street Boston, MA 02111 1973年			年～現在)、BofA グローバル・キャピタル・マネジメント、シニア・バイス・プレジデントおよび投資コンプライス国際責任者(2010年～2013年)、AARP フィナンシャル・インク、コンプライアンス担当ディレクター(2008年～2010年)

- * 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。
- ** 記載されている期間中、多くの役職を務め、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーまたはその関係会社がサービスを提供する関係を有しないミューチュアル・ファンドまたはクローズドエンド型ファンドに勤務した。

追加情報書には、受託者に関する追加情報が記載されており、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話で請求し、入手することができる。

SSgA マスター・トラスト

受託者

Bonny E. Boatman
Dwight D. Churchill
David M. Kelly
Frank Nesvet (会長)
James E. Ross
Carl G. Verboncoeur

役員

Ellen M. Needham (プレジデント)
Ann Carpenter (バイス・プレジデント)
Michael P. Riley (バイス・プレジデント)
Chad C. Hallett (財務部長)
Matthew W. Flaherty (財務副部長)
Laura F. Dell (財務副部長)
Christopher A. Madden (秘書役)
Danio Mastropieri (秘書役補佐)
Brian Harris (最高コンプライアンス責任者)

投資顧問

SSgA Funds Management, Inc.
State Street Financial Center
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

販売会社

State Street Global Markets, LLC
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人

State Street Bank and Trust Company
One Lincoln Street
Boston, MA 02111

法律顧問

Bingham McCutchen LLP

2020 K Street NW

Washington, DC 20006

独立した登録公認会計士事務所

Ernst & Young LLP

200 Clarendon Street

Boston, MA 02116